

議員提案政策条例の規定による施策等の実施状況及び成果に関する報告書

1 条例の基本事項

条例の名称	茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例		
担当課（室）	福祉政策課	公 布 日	令和3年12月14日
報告の根拠	第15条（年次報告）		

2 条例の概要・施策体系図・推進体制等

（1）条例の概要・施策体系図

1 目的（第1条）

○ヤングケアラー及びこれらの者を含む全てのケアラーの支援に関する施策の基本事項を定める。

○次代の社会を担うヤングケアラーの教育の機会の確保等
○ケアラーの個人の尊厳の尊重・社会からの孤立防止
○全ての県民が生きやすい社会の実現

2 定義（第2条）

○ケア：介護、看護、日常生活上の世話その他の援助
○ケアラー：心身の機能の低下、負傷、疾病、障害その他の理由により援助を必要とする家族、身近な人その他の者に対して、無償でケアを行う者
○ヤングケアラー：ケアラーに該当する18歳未満の者
○関係機関：介護、福祉、医療、保健、教育その他これらに類する分野の業務を行い、その業務を通じて、日常的にケアラーに関わる可能性がある団体又は個人
○民間支援団体：ケアラーの支援を行うことをその目的とする民間の団体をいう。
○学校：学校教育法に規定する小、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

3 基本理念（第3条）

○全てのケアラーの個人の尊厳の尊重と、ケアと自己の幸福追求との調和
○ケアラーへの支援は、孤立防止のため、ケアラーとその家族を社会全体で支援
○ヤングケアラーの適切な教育機会の確保と心身の健やかな成長・発達・自立が図れるよう支援

4 県の責務と関係者の役割（第4条―第8条）

○県の責務と関係者の役割を明確化（県、県民、事業者、関係機関）
○市町村との連携等
・基本理念にのっとり、市町村の主体的な取組を積極的に支援するとともに、市町村及び民間支援団体との密接な連携及び協力による施策の推進
・ヤングケアラーの早期発見及び早期支援のため、教育、福祉その他の行政分野における横断的な連携体制の構築及び学校間の連携強化

5 基本的施策（第9条―第14条）

（1）県推進計画（第9条）

○知事は、ヤングケアラー及びこれらの者を含む多様なケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定

（2）ケアラーの支援（第10条）

○県は、ケアラーの生活の質の維持向上、ケアラー及びその家族の日常生活上及び社会生活上の不安・負担等の軽減のため、①から⑨に掲げる施策を実施
①ケアラーの支援に関する一元的な相談体制の整備・周知
②ケアに関する相談、手続等に係るケアラーの負担を軽減するための情報通信技術の活用
③ケアラーが休息又は休養を要する場合等に一時的にケアを提供する取組その他の支援
④社会生活を円滑に営む上での困難を有するケアラーに対する修学・就業支援
⑤ケアラー及びケアを受ける人の家族に対する包括的支援
⑥ケアの方法等に関する理解を深めるための情報提供、研修の実施その他の普及啓発
⑦交流の場の提供その他のケアラーが互いに支えあう活動の促進
⑧ヤングケアラーの教育の機会の確保
⑨その他のケアラーを支援するために必要な事項
○県及び市町村は、ヤングケアラーの権利利益が害されることがないよう、ヤングケアラーに対する差別、いじめ及び虐待の防止のための対策を推進

（3）人材の育成等（第11条）

○相談、助言、日常生活・社会生活の支援等のケアラーの支援を担う人材の育成・確保
○カウンセラー、ソーシャルワーカー等の専門的知識を有する人材の育成・確保・適正な配置

（4）普及啓発（第12条）

○家庭、学校、職域、地域等の様々な場を通じた普及啓発

（5）民間支援団体の活動に対する支援（第13条）

○民間支援団体に対する情報提供、助言等

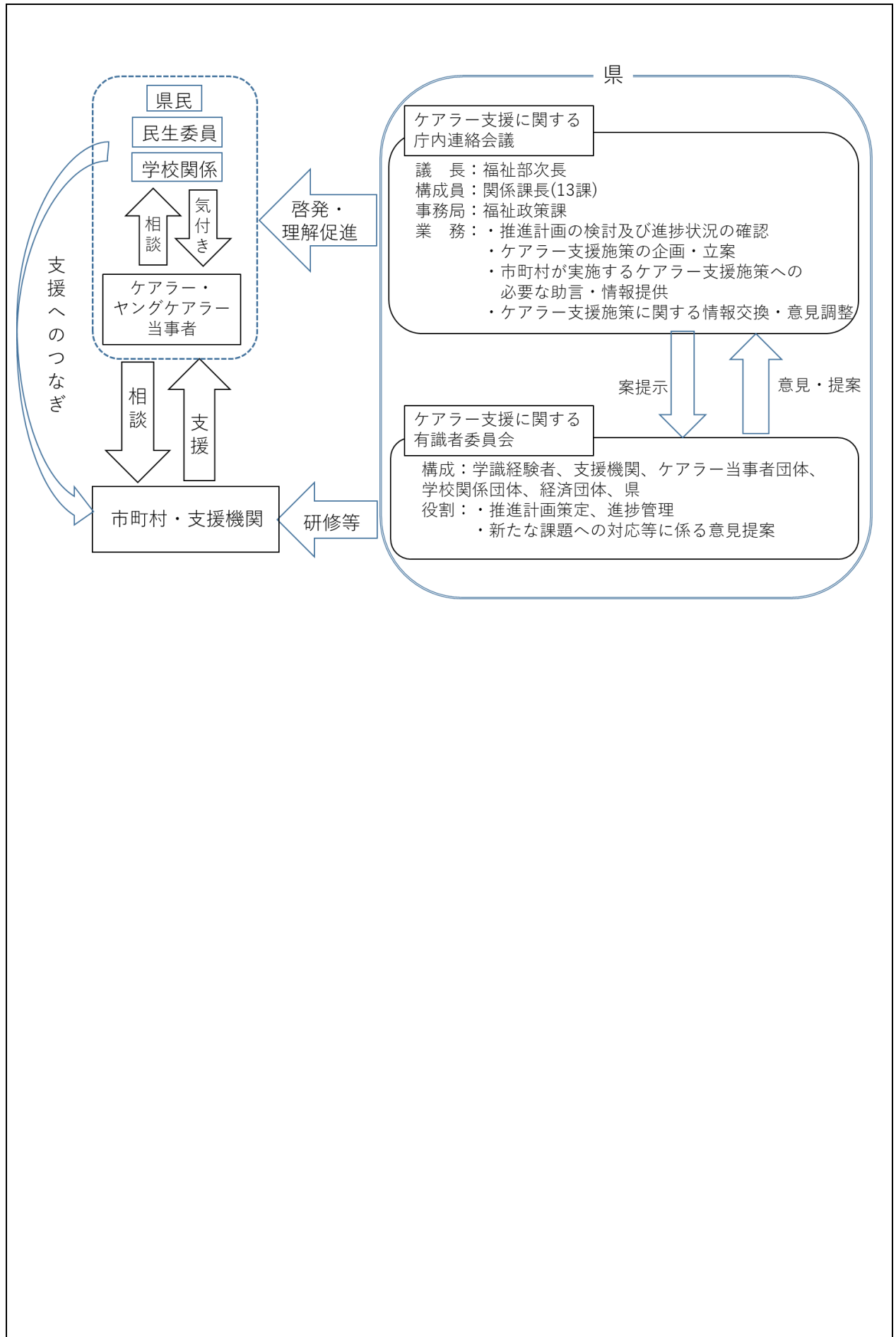
（6）実態調査等（第14条）

○定期的な実態調査の実施
○先進的な取組に関する情報等の収集と提供

（7）その他（第15条―第17条）

○知事は毎年度、施策の実施状況・成果を取りまとめ、議会に報告及び公表
○推進体制の整備
○財政上の措置

(2) 推進体制



(3) 条例制定後の主な取組

1 茨城県ケアラー支援推進計画の策定

(1) ケアラー・ヤングケアラー実態調査の実施

ケアラー・ヤングケアラーの実態や支援における課題等を把握するため、令和4年4月～7月に、県内の児童生徒や学校、ケアラー当事者、支援機関等を対象にアンケート調査を実施した。(結果公表：令和4年11月)

(参考)「世話をしている家族がいる」と回答した児童生徒の割合

	小学6年生	中学生	全日制高校生	定時制高校生	通信制高校生
県調査	9.6%	4.5%	3.6%	9.4%	12.3%
国調査※	6.5%	5.7%	4.1%	8.5%	11.0%

※国調査は令和2年度に実施

(2) 推進計画の策定

条例に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するため、実態調査の結果や有識者委員会の意見等を踏まえ、令和5年3月に、「茨城県ケアラー支援推進計画」を策定した。

○計画期間：令和5年度～7年度（3か年）

○基本方針：①認知度向上・理解促進、②相談支援体制の整備、
③多様な支援施策の推進、④人材の育成

2 主な取組

(1) 認知度向上・理解促進

○知事部局と教育庁で連携し、学校のホームルーム等において、啓発用電子リーフレット等により、児童生徒がヤングケアラーについて学ぶ機会を確保。

○関係団体を対象として、ケアラー・ヤングケアラー支援をテーマとした出前講座を実施。

年度	R5	R6
実施回数	16回	15回

※令和6年度実施先
かすみがうら市社会福祉協議会、茨城県介護支援専門員
協会結城地区会、総務省茨城行政監視行政相談センター

○県広報紙「ひばり」、県ホームページ、県公式SNS等による情報発信。

(2) 相談支援体制の整備

○市町村におけるケアラー・ヤングケアラー相談窓口を明確化し、担当課一覧を県ホームページで公表。(令和4年8月～)

○ヤングケアラー支援マニュアル及びアセスメントシートを作成し、子どもの相談・支援に関わる方々が活用できる支援ツールを整備した。県内児童相談所主催の地域ネットワーク会議にて、市町村児童福祉担当者（こども家庭センターの職員等）あて周知するとともに、活用を促した。

○市町村、福祉、医療、教育等の支援関係機関が一堂に集まり、グループワークによるケーススタディ等を行う合同研修を開催。

年度	R4	R5	R6
実施回数／参加者数	3会場／102名	3会場／125名	3会場／143名

○認定NPO法人カタリバと連携し、ヤングケアラーと保護者に対して、オンラインによる伴走支援プログラムを提供。

(令和4年10月連携協定締結、令和5年度から支援実施)

3 条例の規定による事業等の実施状況及び成果並びに今後の取組

(1) 市町村との連携等（第8条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 多様な関係機関が参加する合同研修の開催	県	＜実施状況＞ 1 ヤングケアラー・ケアラー支援関係機関職員等研修 (1) 日時・場所・参加人数 - 令和6年8月22日（木） 茨城県土浦合同庁舎（土浦市） 58名 - 令和6年8月23日（金） セキショウ・ウェルビーイング福祉会館（水戸市） 56名 (2) 対象者 教職員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、要保護児童対策地域協議会職員、市町村職員、地域包括支援センター職員、障害者相談支援事業所職員、社会福祉協議会職員、医療関係者、他関係機関等職員 (3) 研修内容 - 講義：ケアラー・ヤングケアラーへの支援の基本 講師：松澤 明美 氏（北海道大学大学院保健科学研究院准教授） - 事例報告：支援の現場から～私たちのできること～ コーディネーター：松澤 明美 氏（北海道大学大学院保健科学研究院准教授） 報告者：富永 みずき 氏（認定特定非営利活動法人カタリバ） 中島 沙都美 氏（特定非営利活動法人ソワンアンドソワレ） - グループワーク 2 ボランティア・市民活動フォーラム「ボランティアが育む、子どもの未来」 (1) 日時・場所・参加人数 令和7年2月4日（火）	1,600 千円

		セキョウ・ウェルビーイング福祉会館(水戸市) 29名 (2) 対象者 ボランティア・NPO・NGOの関係者、民生委員児童委員、市町村職員、市町村社会福祉協議会職員、フォーラムに興味関心がある方等 (3) 内容 分科会:「あなたは“ヤングケアラー”を知っていますか?～あなたの気づきが、子どもたちの支えになります～」 講師:松澤 明美 氏(北海道大学大学院保健科学研究院准教授) 事例報告:富永 みずき 氏(認定特定非営利活動法人カタリバ) <成果> 福祉・介護・医療・教育など多様な支援機関職員の参加により、NPO法人等の活動事例やケーススタディを通じて具体的な支援等を考える研修を行った結果、関係者のスキルアップ及び連携強化を図ることができた。 (福祉部福祉政策課)	
【今後の取組】 多様な関係機関が参加する合同研修の開催	県	複合的な課題を抱えるケアラー・ヤングケアラーを適切に支援していくため、福祉・介護・医療・教育など多様な支援機関職員のスキルアップ及び連携強化を目的として、ケーススタディなど実践的な研修会を開催する。	1,600 千円

(2) 県推進計画(第9条関係)

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 県推進計画の進捗管理	県	<実施状況> 1 計画の概要 (1) 策定趣旨 「茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例」(令和3年12月14日施行)第9条の規定により、ケアラー・ヤングケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、実態調査の結果や	179 千円

		有識者委員会の意見等を踏まえ、令和５年３月に、「茨城県ケアラー支援推進計画」を策定 (２) 計画期間 令和５年度から令和７年度までの３年間 ２ 計画の推進体制と進捗管理 ○茨城県ケアラー支援に関する有識者委員会の開催 ・日時 令和７年２月５日（水） 14 時 30 分～16 時 30 分 ・場所 茨城県庁舎 11 階 共用会議室 1 1 0 7 ・議事 ① 茨城県ケアラー支援推進計画について - ア 計画に係る施策の実施状況等について - イ 主な施策の取組状況について ② 茨城県ヤングケアラー支援マニュアル及びアセスメントシートについて ③ 国におけるヤングケアラー支援の強化に係る法改正について ④ 茨城県ケアラー支援推進計画〔第２期〕の策定について - ア 第２期計画への追加事項について - イ 第２期計画の策定に向けたスケジュール等 <成果> 県推進計画の進捗状況、学校等における認知度向上・理解促進に係る対応などを確認し、法改正について情報共有等を行った。 (福祉部福祉政策課)	
【今後の取組】 県推進計画の進捗管理	県	茨城県ケアラー支援推進計画は、「茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例」（令和３年 12 月 14 日 施行）に基づき策定しており、現計画は令和 7 年度で期間終了となるため、次期計画の策定に向け検討していく。	537 千円

(３) ケアラーの支援（第 10 条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び	県	<実施状況> 各市町村におけるケアラー・ヤングケアラー支援の	—

【成果】 ケアラー相談 窓口の明確化 の推進		担当課一覧を県ホームページで公表している。(令和 4年8月～) ＜成果＞ 市町村の担当課窓口一覧を公表することにより、ケ アラー及びその家族等への情報提供が可能となっ ている。 (福祉部福祉政策課)	
【今後の取組】 ケアラー相談 窓口の明確化 の推進	県	ケアラー・ヤングケアラーが相談窓口を容易に把握 することができるよう、引き続き、県ホームページ等 において、各市町村のケアラー相談窓口に関する情報 を提供する。	—
【前年度の実 施状況及び 成果】 相談・支援体 制整備に関す る情報提供・ 助言等	県	＜実施状況＞ ヤングケアラー支援マニュアル及びアセスメント シートを作成し、子どもの相談・支援に関わる方々が 活用できる支援ツールを整備した。県内児童相談所主 催の地域ネットワーク会議にて、市町村児童福祉担当 者(こども家庭センターの職員等)あて周知するとと もに、活用を促した。 ＜成果＞ ヤングケアラーについて認識を深め、早期にその存 在に気付くとともに、見守り、寄り添いや具体的な支 援につなぐことができるよう、子どもの相談・支援に 関わる方々に向けて、支援の留意点、関係機関の連携 体制、支援のポイントなどを提示することができた。 (福祉部福祉政策課)	—
【今後の取組】 相談・支援体 制整備に関す る情報提供・ 助言等	県	県内自治体や支援機関あて、ヤングケアラー支援マ ニュアル及びアセスメントシートを周知するととも に、県ホームページでの公開等を通して、市町村にお けるケアラー相談・支援体制整備や対応力向上を支援 する。	—
【前年度の実 施状況及び 成果】 いばらき虐待 ホットライン による相談支 援	県	＜実施状況＞ 1 いばらき虐待ホットライン (1) 対 象 者 : 18歳未満の児童の虐待に関すること であれば、誰でも相談可能 (2) 相談時間・方法 : 24時間対応の電話相談 (3) 相談内容 : 児童虐待等に関する通報と相 (4) 相談実績 : 2,846件(うち緊急350件) 2 親子のための相談LINE (1) 対 象 者 : 子ども(18歳未満)とその保護者等 (2) 相談時間 : 平日(土日祝日除く)10時～20時	28,594千円

		※時間外の相談は、返信を希望される方へ翌相談対応時間内に対応する。 ※緊急的な虐待通報や児童虐待に関する緊急相談は、24 時間対応の「虐待ホットライン 189」（電話）や警察等へつなぐ。 （３）相談内容：児童虐待通告、子育てや親子関係についての悩み相談等 （４）そ の 他：相談は無料、匿名でも可能。子ども本人からの相談も可能。 （５）相談実績：454 件 <成果> 児童虐待に係る相談や通報に 24 時間体制で対応し、緊急事案に対して児童相談所や警察と連携して対応することで、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応につながった。 S N S を活用した気軽に相談できる窓口を整備し、児童虐待や子育て等についての相談に対応することで、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応につながった。 （福祉部子ども政策局青少年家庭課）	
【今後の取組】 いばらき虐待ホットラインによる相談支援	県	24 時間対応の電話相談窓口、S N S 相談窓口を開設し、ヤングケアラーなど 18 歳未満の子ども等からの児童虐待に関する通報・相談に対応する。	28,594 千円
【前年度の実施状況及び成果】 スクールカウンセラー配置事業	県	<実施状況> ○全県立高等学校・県立中学校・中等教育学校（以下、県立高等学校等）に配置 ・年間 1 校当たり 15 回～32 回 ・ 1 回当たり 3 ～ 4 時間 <成果> 県立高等学校等において、児童生徒の心のケアや児童生徒への対応に関する保護者や教員への指導・助言とともに、教職員のカウンセリング能力等の向上のためのスクールカウンセラーが講師となる校内研修や、児童生徒の困難・ストレスへの対処方法等に資する教育プログラムの実施により、教育相談体制の充実を図ることができた。 （教育庁学校教育部高校教育課）	48,577 千円
【今後の取組】	県	いじめ、不登校、暴力行為等の生徒の問題行動等の	48,573 千円

組】 スクールカウンセラー配置事業		未然防止、早期発見及び早期対応を図るため、児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを県立高等学校等に配置し、児童生徒へのカウンセリングや保護者・教職員への指導・助言を行い、教育相談体制を充実させる。 (教育庁学校教育部生徒支援・いじめ対策推進室)	
【前年度の実施状況及び成果】 スクールカウンセラー配置事業	県	<実施状況> ○全ての公立小学校・中学校・義務教育学校、特別支援学校に配置 ・年間 35 回、週 1 回（1 回あたり 7 時間） ・拠点校方式：小学校 431 校、中学校 201 校 義務教育学校 16 校、特別支援学校 1 校 <成果> 公立学校において、児童生徒の心のケアや児童生徒への対応に関する保護者や教員への指導・助言とともに、教職員のカウンセリング能力等の向上のためのスクールカウンセラーが講師となる校内研修や、児童生徒の困難・ストレスへの対処方法等に資する教育プログラムの実施により、教育相談体制の充実を図ることができた。 (教育庁学校教育部義務教育課)	251,705 千円
【今後の取組】 スクールカウンセラー配置事業	県	いじめ、不登校、暴力行為等の生徒の問題行動等の未然防止、早期発見及び早期対応を図るため、児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを全ての公立小学校・中学校・義務教育学校、特別支援学校に配置し、児童生徒へのカウンセリングや保護者・教職員への指導・助言を行い、教育相談体制を充実させる。 (教育庁学校教育部生徒支援・いじめ対策推進室)	252,526 千円
【前年度の実施状況及び成果】 スクールソーシャルワーカー派遣事業	県	<実施状況> ○全県立高等学校・県立中学校・中等教育学校（以下、県立高等学校等）からの要請に応じて派遣 ・派遣回数：428 回（原則 1 回 2 時間） ・派遣時期：令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月で随時 ○ヤングケアラーに対する理解促進を図るためスクールソーシャルワーカーを活用した校内研修会を実施 ・研修実績：県立高等学校等全校で実施 ・対象：県立高等学校等教職員 ・実施時期：随時 ○スクールソーシャルワーカー派遣事業説明会	4,284 千円

		・実施内容：生徒指導・教育相談担当教職員を対象に茨城県におけるヤングケアラー支援に関する研修会を実施 ・対 象：県立高等学校等教職員 ・実施時期：4月 ○スクールソーシャルワーカー連絡協議会 ・実施内容：「福祉部福祉政策課」より、ヤングケアラー支援に関する行政説明 ・対 象：茨城県スクールソーシャルワーカー ・実施時期：2月 <成果> スクールソーシャルワーカーを活用した校内研修を通して、各学校におけるヤングケアラーに関する認知度向上や適切かつ効果的な支援等の理解促進を図ることができた。 また、連絡協議会でのヤングケアラーについての事例検討や「福祉部福祉政策課」による行政説明等を通してスクールソーシャルワーカーの対応力や実践力の向上を図ることができた。 (教育庁学校教育部高校教育課)	
【今後の取組】 スクールソーシャルワーカー派遣事業	県	県立学校等からの要請に応じて、スクールソーシャルワーカー又はスーパーバイザーを派遣し、児童生徒の置かれた生活環境に働きかけ、関係機関と連携して、児童生徒、保護者、及び教職員に対する支援や助言等を行う。 ヤングケアラー支援の重要性等について、教職員、児相生徒、保護者の理解と関心を深めるため、継続的に広報活動、研修の充実その他の普及啓発を実施するとともに、引き続き県立学校等においてスクールソーシャルワーカーを活用した研修を行い、各学校における効果的かつ適切な支援に資するようにする。 (教育庁学校教育部生徒支援・いじめ対策推進室)	4,272 千円
【前年度の実施状況及び成果】 スクールソーシャルワーカー活用事業	県	<実施状況> ○市町村教育委員会の要請に応じて、小学校・中学校・義務教育学校（以下、小中学校等）に派遣 ・社会福祉等に関して専門性の高い支援を必要としている小中学校等にスクールソーシャルワーカーを派遣し、児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒の支援を行うとともに、福祉的な視点や手法を用いて学校の問題解決	21,253 千円

		力の向上を図る。 ○派遣回数：小中学校等 ・1,493回（原則1回3時間/5～12回程度） ○スクールソーシャルワーカー連絡協議会における研修会 ・日時：令和7年2月3日実施 ・講師：福祉部福祉政策課 ・内容：ヤングケアラー支援の具体例、学校においてヤングケアラーに関する支援を行う際のポイント等 ＜成果＞ 児童生徒の生活環境を把握し、家庭環境への働きかけを行うことで、児童生徒を取り巻く環境の改善を図ることができた。 連絡協議会の研修を通して、スクールソーシャルワーカーがヤングケアラー支援の対応力向上を図ることができた。 スクールソーシャルワーカーが派遣校でヤングケアラーに関する支援を行う際のポイントをつかむことができた。 （教育庁学校教育部義務教育課）	
【今後の取組】 スクールソーシャルワーカー活用事業	県	派遣回数を拡充し、スクールソーシャルワーカーを増員したことで、県内すべての地域に幅広く、福祉等の専門家による支援を行えるようにする。 （教育庁学校教育部生徒支援・いじめ対策推進室）	22,207 千円
【前年度の実施状況及び成果】 子どもホットラインによる相談支援	県	＜実施状況＞ ○電話やEメール等による相談対応を毎日24時間行っている。 ・18歳未満の子どもを対象に、電話、Eメール等による24時間対応の相談窓口を毎日開設し、子どもたちが抱える不安や悩み、不満、怒りなどを受け止め、問題の緩和・解消を図る。 ・相談件数：8,881件 ・相談内容：相談員に対し、様々な研修を実施した。 ・全体研修：「電話相談後のシェアリングについて」「電話相談をめぐる心の動き－危機介入に焦点を当てて－」 ＜成果＞ ○子どもたちが抱える様々な不安や悩み、不満、怒りなどを受け止め、問題の緩和・解消を図ることがで	42,857 千円

		きた。 ○相談員の知見を深めるとともにスキルアップを図り、相談体制を充実させることができた。 (教育庁学校教育部義務教育課)	
【今後の取組】 子どもホットラインによる相談支援	県	電話相談員が専門的な知識を深め、相談対応のスキルを高めるための研修を、年間9回実施し、家族のケアに関する悩み相談について、適切に対応していく。 (教育庁学校教育部生徒支援・いじめ対策推進室)	42,607 千円
【前年度の実施状況及び成果】 いばらき子どもSNS相談による相談支援	県	<実施状況> ○LINE、WEBによる相談対応を毎日17時～22時まで開設している。 ・県内の小中高生を対象に、子どもたちに身近なSNS (LINE、WEB) を使った相談窓口を1日5時間 (17時から22時) 毎日開設し、様々な不安や悩みを気軽に相談できる体制を整備することにより、いじめ等を早期に発見し、心のケアを図る。 ・相談件数:約1,720件 ○「いばらき子どもSNS相談」のQRコードを記載した周知チラシを定期的に配布している。 ・LINE →相談を希望する児童生徒は、QRコードを読み取り、「友だち追加」したうえで、開設時間内に相談メッセージを送信する。 ・WEB →相談を希望する児童生徒は、QRコード若しくはURLを入力し、開設時間内に相談メッセージを送信する。 <成果> ○SNS相談の利用者満足度調査によると約80%の児童生徒が「悩みが解決できた」と回答している。 ○児童生徒たちの相談体制の充実を図ることができた。 (教育庁学校教育部義務教育課)	40,552 千円
【今後の取組】 いばらき子どもSNS相談による相談支援	県	SNSによる相談窓口について、引き続き、県内全ての小中高生を対象にチラシを配付し、周知するとともに、1人1台端末を活用した、「WEB」による相談についても各校に呼びかけ、相談しやすい環境づくに努めていく。 (教育庁学校教育部生徒支援・いじめ対策推進室)	40,552 千円

【前年度の実施状況及び成果】 認知症電話相談	県	<実施状況> ・委託先：公益社団法人認知症の人と家族の会 茨城県支部 ・開設日時：月～金曜日 午後１時から４時（年末年始、祝日を除く） ・相談員：８名 ・相談件数：１１９件 <成果> 主に認知症の介護者家族等からの悩みや相談に対し、感情の受け止めや考えの明確化、対応への助言等を行い、介護者家族等の精神的な負担の軽減につながった。 （保健医療部健康推進課地域包括ケア推進室）	990 千円
【今後の取組】 認知症電話相談	県	専用電話相談を設置し、認知症介護の経験を有する者が、認知症の人やその家族等からの相談に応じ、介護者家族等の精神的な負担の軽減を図る。	990 千円
【前年度の実施状況及び成果】 認知症高齢者等家族支援	県	<実施状況> ・認知症高齢者等本人同士の交流会の開催（年４回） - 委託先：公益社団法人認知症の人と家族の会 茨城県支部 - 会 場：ひたち野リフレビル４階（牛久市） - 参加者数：６１名 ・介護者のつどい開催（年４回） - 委託先：公益社団法人認知症の人と家族の会 茨城県支部 - 会 場：ひたち野リフレビル４階（牛久市） - 参加者数：１４名 <成果> 認知症の本人や介護者家族同士が、体験や希望を語り合う交流の場を提供することで、認知症に関する新しい知識や介護方法の習得に加え、介護者家族の精神的な負担軽減を図ることに寄与した。 （保健医療部健康推進課地域包括ケア推進室）	275 千円
【今後の取組】 認知症高齢者等家族支援	県	認知症の人と介護家族等の交流の場を設け、悩みを共有したり、情報交換することで介護者家族の精神的な負担の軽減を図る。 ※委託先：公益社団法人認知症の人と家族の会 茨城県支部 （保健医療部健康推進課地域包括ケア推進室）	275 千円

【前年度の実施状況及び成果】 民間団体等における交流の機会づくり	県	＜実施状況＞ ・認定NPO法人カタリバと連携し、ヤングケアラーと保護者に対して、オンラインによる伴走支援プログラムを提供 （令和5年4月～、支援対象10人） ＜成果＞ 支援対象の中には、病気等の家族をケアする中高生の負担軽減につながったり、投げやりな気持ちを切り替えて進学を目指すようになるなど好転している事例もあった。 （福祉部福祉政策課）	—
【今後の取組】 民間団体等における交流の機会づくり	県	認定NPO法人カタリバ及びヤングケアラー支援に積極的に取り組む市町村等と連携し、伴走支援プログラムの周知、支援を行う。	—

（４）人材の育成等（第11条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 生活困窮者自立支援制度人材養成研修	県	○令和6年度生活困窮者自立支援制度支援員等研修 【講義】 （公開動画の視聴：令和6年12月20日から令和7年2月28日まで） ・講義項目に「ケアラー・ヤングケアラー支援」（20分）を令和4年度より追加 ・動画共有サービス（YouTube）に講義を限定公開（上記を含む21講義 計630分） ・視聴後、受講者は事後アンケートを提出 【グループワーク】 （令和6年12月26日） ・テーマ：「関係機関と連携した支援事例」 ・出席者：22名 ＜成果＞ ケアラー・ヤングケアラー支援について、参加者の理解を深めることができたほか、支援員同士のネットワークづくりが推進された。 （福祉部 福祉人材・指導課）	182 千円
【今後の取組】 生活困窮者自立支援制度人	県	生活困窮者自立支援事業に従事する自立相談支援機関職員、社会福祉協議会職員等を対象に、支援員としての資質の向上を図るとともに、支援員同士のネットワークをつくることを目的に研修を開催する。	311 千円

材養成研修			
【前年度の実施状況及び成果】 認知症サポーター活動促進	県	<実施状況> 1 チームオレンジ等活動促進に向けた検討会の開催（1回開催） 認知症サポーター活動促進及び認知症の人の社会参加が促進されるよう、市町村支援の方策を検討した。 2 オレンジ・チューター研修派遣（1回） チームオレンジの立上げや運営支援を担うチームオレンジコーディネーターの養成研修の講師を担当するオレンジ・チューターの養成研修に受講者を派遣。 ・派遣者数 3名 3 チームオレンジコーディネーター養成研修（1回開催） 認知症になっても安心して暮らし続けられる地域づくりが推進されるよう、認知症の人とその家族のニーズと認知症サポーターとつなぐ仕組みである「チームオレンジ」の設置や運営支援を担うチームオレンジコーディネーターを養成した。 ・養成者数 75名 <成果> 市町村が、認知症の人や家族の支援ニーズと、認知症サポーター等を中心とする支援をつなぐ仕組みを構築できるよう、オレンジ・チューターならびにオレンジコーディネーターを養成することができた。 （保健医療部健康推進課地域包括ケア推進室）	280 千円
【今後の取組】 認知症サポーター活動促進	県	認知症サポーター活動促進及び認知症の人の社会参加が促進され、認知症の人と家族が安心して暮らし続けられる地域づくりを推進するため、市町村が、認知症の人や家族の支援ニーズと、認知症サポーター等を中心とする支援をつなぐ仕組みを構築できるよう、人材育成の広域的な支援を行う。	900 千円
【前年度の実施状況及び成果】 認知症介護アドバイザー養成研修	県	<実施状況> 茨城県認知症介護アドバイザー養成研修を実施 ・実施日時：令和6年8月28日、29日 ・研修修了者数：112名 <成果> 介護家族等が身近に相談できる相談役、認知症サポ	100 千円

		ーター養成講座の講師役となる「茨城県認知症介護アドバイザー」を令和6年度までに累計2,570名養成した。 また、茨城県認知症介護アドバイザー養成研修の修了者の登録名簿をとりまとめ、令和6年9月9日までに、市町村に送付した。 (保健医療部健康推進課地域包括ケア推進室)	
【今後の取組】 認知症介護アドバイザー養成研修	県	認知症の人やその家族を地域で支え合う環境づくりを推進するため、介護家族等からの相談に応じるとともに、認知症に対する正しい知識の普及を行う「茨城県認知症介護アドバイザー」を養成する。	100 千円

(5) 普及啓発 (第12条関係)

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 ケアラーに向けた情報発信	県	<実施状況> 県ホームページ、県公式SNS等を通じて、ケアラー・ヤングケアラー支援に関する情報や関係機関職員の研修会の案内等について情報発信を行った。 <成果> 各種広報媒体による情報発信を行い、ケアラー・ヤングケアラーを含め県民に支援に関する理解・認識の推進を図ることができた。 (福祉部福祉政策課)	—
【今後の取組】 ケアラーに向けた情報発信	県	引き続き、各種広報媒体による広報・啓発を図るとともに、市町村による啓発活動（市町村のホームページや広報誌などによる情報発信等）を促進する。	—
【前年度の実施状況及び成果】 各種啓発ツールによる啓発	県	<実施状況> ケアラー・ヤングケアラー支援に係る啓発動画及びヤングケアラー支援に係る電子リーフレットを制作した。教育庁を通して各学校へ配付するとともに、市町村、社会福祉協議会、NPO等へも配付して研修等での活用を依頼した。 <成果> 啓発ツールを活用し、あらゆる機会を捉えて広報啓	1,375 千円

		発を行い、ケアラー・ヤングケアラーに関する認知度向上を図ることができた。 (福祉部福祉政策課)	
【今後の取組】 各種啓発ツールによる啓発	県	教育庁、市町村等と連携して、引き続きケアラー・ヤングケアラーに対する理解促進を図る。	—
【前年度の実施状況及び成果】 児童生徒がヤングケアラーに関して学ぶ機会の提供	県	○「学校等においてヤングケアラーを把握した場合の対応等について」を通知 ・実施時期：令和6年6月 ・対象：小学校・中学校・義務教育学校 県立高等学校・県立中学校・中等教育学校 ・内容：児童生徒と日々接点を有する教職員の目を通して把握し、必要な支援につなぐことの重要性を理解するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用の参考とした。 ○「ヤングケアラー普及啓発に係るポスター掲示について」を通知 ・実施時期：令和6年11月 ・対象：小学校・中学校・義務教育学校 県立高等学校・県立中学校・中等教育学校 ・内容：校内に普及啓発用のポスターを掲示するとともに、その内容を児童生徒に説明し、ヤングケアラーである児童生徒に自身がヤングケアラーであり、支援が必要であるという認識を促した。 <成果> 全ての児童生徒にヤングケアラーについて学ぶ機会を確保し、普及啓発用ポスターを掲示・説明することで、ヤングケアラーに対する理解促進を図ることができた。 (教育庁学校教育部義務教育課・高校教育課)	—
【今後の取組】 児童生徒がヤングケアラーに関して学ぶ機会の提供	県	学校において、自身がヤングケアラーであるという認識のない児童生徒が、自身がヤングケアラーであり、支援が必要であるということに気付けるような機会や場面を設定し、相談や支援等につなげることができるようにする。 (教育庁学校教育部生徒支援・いじめ対策推進室)	—

【前年度の実施状況及び成果】 県政出前講座（各種研修会等での啓発等）	県	＜実施状況＞ 関係団体を対象として、ケアラー・ヤングケアラー支援をテーマとした出前講座を実施 <table><tr><td></td><td>実施日</td><td>出前講座実施会議等</td></tr><tr><td>1</td><td>4/30</td><td>スクールソーシャルワーカー派遣事業説明会</td></tr><tr><td>2</td><td>5/21</td><td>市町村社会福祉協議会地域福祉・ボランティア担当者会議</td></tr><tr><td>3</td><td>6/21</td><td>土浦児童相談所地域ネットワーク会議</td></tr><tr><td>4</td><td>7/18</td><td>地域ケアシステム推進事業ケース検討会議員向け研修</td></tr><tr><td>5</td><td>8/2</td><td>新任民生委員・児童委員研修会</td></tr><tr><td>6</td><td>8/30</td><td>茨城県介護支援専門員協会結城地区会学習会</td></tr><tr><td>7</td><td>8/30</td><td>茨城行政相談委員協議会県西支部自主研修会</td></tr><tr><td>8</td><td>9/17</td><td>茨城県介護支援専門員協会ひたちなか・東海合同地区会研修会</td></tr><tr><td>9</td><td>9/19</td><td>潮来市悠々塾</td></tr><tr><td>10</td><td>9/26</td><td>県南・北地区主任児童委員連絡会研修会</td></tr><tr><td>11</td><td>10/22</td><td>五霞町ケアマネジャー連絡会研修</td></tr><tr><td>12</td><td>1/9</td><td>茨城県地域包括・在宅介護支援センター連絡協議会</td></tr><tr><td>13</td><td>2/3</td><td>第3回スクールソーシャルワーカー連絡協議会</td></tr><tr><td>14</td><td>2/10</td><td>岩間地区民生委員児童委員協議会定例会</td></tr><tr><td>15</td><td>2/13</td><td>県西地区主任児童委員連絡会第2回研修会</td></tr></table> ＜成果＞ ケアラー・ヤングケアラーの現状、課題の理解促進と、ケアラー・ヤングケアラーの早期発見・早期把握や支援への連携強化を図ることができた。 (福祉部福祉政策課)		実施日	出前講座実施会議等	1	4/30	スクールソーシャルワーカー派遣事業説明会	2	5/21	市町村社会福祉協議会地域福祉・ボランティア担当者会議	3	6/21	土浦児童相談所地域ネットワーク会議	4	7/18	地域ケアシステム推進事業ケース検討会議員向け研修	5	8/2	新任民生委員・児童委員研修会	6	8/30	茨城県介護支援専門員協会結城地区会学習会	7	8/30	茨城行政相談委員協議会県西支部自主研修会	8	9/17	茨城県介護支援専門員協会ひたちなか・東海合同地区会研修会	9	9/19	潮来市悠々塾	10	9/26	県南・北地区主任児童委員連絡会研修会	11	10/22	五霞町ケアマネジャー連絡会研修	12	1/9	茨城県地域包括・在宅介護支援センター連絡協議会	13	2/3	第3回スクールソーシャルワーカー連絡協議会	14	2/10	岩間地区民生委員児童委員協議会定例会	15	2/13	県西地区主任児童委員連絡会第2回研修会	—
	実施日	出前講座実施会議等																																																	
1	4/30	スクールソーシャルワーカー派遣事業説明会																																																	
2	5/21	市町村社会福祉協議会地域福祉・ボランティア担当者会議																																																	
3	6/21	土浦児童相談所地域ネットワーク会議																																																	
4	7/18	地域ケアシステム推進事業ケース検討会議員向け研修																																																	
5	8/2	新任民生委員・児童委員研修会																																																	
6	8/30	茨城県介護支援専門員協会結城地区会学習会																																																	
7	8/30	茨城行政相談委員協議会県西支部自主研修会																																																	
8	9/17	茨城県介護支援専門員協会ひたちなか・東海合同地区会研修会																																																	
9	9/19	潮来市悠々塾																																																	
10	9/26	県南・北地区主任児童委員連絡会研修会																																																	
11	10/22	五霞町ケアマネジャー連絡会研修																																																	
12	1/9	茨城県地域包括・在宅介護支援センター連絡協議会																																																	
13	2/3	第3回スクールソーシャルワーカー連絡協議会																																																	
14	2/10	岩間地区民生委員児童委員協議会定例会																																																	
15	2/13	県西地区主任児童委員連絡会第2回研修会																																																	
【今後の取組】 県政出前講座（各種研修会等での啓発等）	県	ケアラー・ヤングケアラーやその家族の支援に関わる者が、潜在化しやすい実情を理解し、適切な支援につなげられるよう必要な知識等の習得を図る。	—																																																
【前年度の実施状況及び成果】 生徒指導実践サポート事業	県	＜実施状況＞ ○生徒指導相談員打合せ ・実施内容：いじめや自殺、不登校、虐待、ヤングケアラー等の現状と対応・支援等について、令和6年度生徒指導基幹研修内容を基に伝達講習を実施した。 ・対象：生徒指導相談員5名 ・実施時期：10月 ○生徒指導教員連絡協議会 ・実施内容：いじめや自殺、不登校、虐待、ヤングケアラー等の現状と対応・支援等について、令和6年度生徒指導基幹研修内容を基に伝達講習を実施した。 ・対象：県立高等学校等生徒指導主事等95名 ・実施時期：10月	3,259千円																																																

		<成果> 令和6年度生徒指導基幹研修内容を踏まえた伝達講習で、児童生徒の問題行動や課題等の現状を把握することにより、「チーム学校」として組織的に対応・支援しなければならないことを周知することができた。 (教育庁学校教育部高校教育課)	
【今後の取組】 生徒支援実践サポート事業	県	問題行動対応や不登校支援に係る生徒支援教員の加配、高等学校等生徒指導相談員の配置により、各学校の生徒支援や教育相談体制の改善・充実を図り、児童生徒のいじめや暴力などの問題行動や、不登校や虐待などの課題等の未然防止及び早期発見、早期解決に資する。 (教育庁学校教育部生徒支援・いじめ対策推進室)	3,226 千円

(6) 民間支援団体の活動に対する支援（第13条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 要保護児童対策地域協議会の活動促進	県	<実施状況> 県ホームページにおいて、随時、ケアラー・ヤングケアラー支援に関する情報や関係機関職員の研修会の案内等について情報発信を行った。 <成果> 県ホームページ等における情報発信により、ケアラー・ヤングケアラーを含め県民に支援に関する理解・認識の推進を図ることができた。 (福祉部子ども政策局青少年家庭課)	—
【今後の取組】 要保護児童対策地域協議会の活動促進	県	要保護児童対策地域協議会は、虐待を受けている子どもをはじめとする支援対象児童等の早期発見や適切な保護又は支援を図るため、児童福祉法第25条の2において、地方公共団体に対し設置の努力義務が課されている。 県で設置した当該協議会において、児童虐待相談件数の急増やケースの複雑化等近年の児童虐待をとりまく状況をふまえ、関係機関の連携を充実強化し、児童虐待防止対策の一層の推進を図る。	—